

2024年4月1日

比較法学会

理事長 浅香 吉幹

幹事 中田 裕子

会員各位

比較法学会第87回総会を、下記の要領にて開催いたしますので、ご案内申し上げます。

記

比較法学会第87回総会

日時： 2024年6月1日（土）・2日（日）

開催校： 京都産業大学

責任者 渡邊 泰彦（京都産業大学法学部教授、本会理事）

開催地： 京都産業大学

受付： 1日目 天地館1階 エントランス（8:30～）

2日目 天地館1階 エントランス（8:30～）

※ 報告会場（教室）や時間配分などは、変更の可能性があります。比較法学会ホームページ、及び、当日、会場での案内をご確認ください。

I. 概 要

第1日：6月1日（土）

部会報告	9：00～12：00	
部会報告	英米法部会	T304
	大陸法部会	T205
	アジア・社会主義法部会	T303

	英米法	大陸法	アジア・社会主義法
9:00-9:55	眞嶋	石上	
10:00-10:55	清水	朱	
11:00-11:55	尾下	窪田	仲宗根

昼 食 12：00～13：30 T201
 ※ お弁当・お茶（1,500 円）を手配します。参加登録の際にお申込みください。

理 事 会 12：00～13：30 T302

会 員 総 会 13：30～14：00 T204

ミニ・シンポジウムA・B 14：00～17：00

A 「体制転換三〇余年と社会的＝経済的権利」 T204

B 「韓国・台湾における憲法裁判制度と司法の変容」 T205

第2日：6月2日（日）

シ ン ポ ジ ウ ム 「デジタルプラットフォーム事業者の保護」
 9：30～17：00 T204

午 前 の 部 9：30～12：00

昼 食 12：00～14：00 T201
 ※お弁当・お茶（1,500 円）を手配します。参加登録の際にお申込みください。

理 事 会 12：10～14：00 T302

午 後 の 部 14：00～17：00 T204

II. プログラム詳細

***** 第1日(6月1日(土)) *****

○ 部会報告 9:00~12:00

英米法部会

T304

9:00~9:55 眞嶋 叙脩 (ケンブリッジ大学法学部・博士課程)

「イギリス土地法学の射程と構造：19世紀・20世紀の専門書に関する考察」

司会：中村 民雄 (早稲田大学、本会理事)

10:00~10:55 清水 拓磨 (立命館大学法学部・准教授)

「アメリカにおける証人テストに対する録音・録画」

司会：山口 直也 (立命館大学、本会理事)

11:00~11:55 尾下 悠希 (神戸大学大学院法学研究科・研究員)

「アメリカにおける障害のある子どもに対する「無償で適切な公教育」の保障—「特有の教育ニーズの充足」と「差別禁止」」

司会：東川 浩二 (金沢大学、本会理事)

大陸法部会

T205

9:00~9:55 石上 敬子 (近畿大学法学部・准教授)

「ドイツの児童騒音をめぐる法状況—環境法改正と民法への影響」

司会：上田 誠一郎 (同志社大学、本会理事)

10:00~10:55 朱 穎嬌 (山口大学経済学部・講師)

「フランスにおけるトランスヒューマニズムの動向と生命倫理法」

司会：高作 正博 (関西大学、本会理事)

11:00~11:55 窪田 栄一 (京都大学大学院法学研究科・特定助教)

「ドイツにおける教育の自由と教育による統合—就学義務の免除を素材として—」

司会：毛利 透 (京都大学、本会理事)

アジア・社会主義法部会

T303

11:00~11:55 仲宗根 京子 (摂南大学法学部・教授)

「タイ王国民商法への日本法の影響と近時の改正—M&A法制を中心として—」

司会：北井 辰弥 (中央大学、本会理事)

昼	食	12:00~13:30	T201
理	事	12:00~13:30	T302
会	員	13:30~14:00	T204
総	会		

○ ミニ・シンポジウム A・B 14:00~17:00

ミニ・シンポジウム A

T204

「体制転換三〇余年と社会的＝経済的権利」

企画責任者 篠田 優・北星学園大学
司会者 渋谷 謙次郎・早稲田大学

総論

篠田 優（北星学園大学）

ロシア

篠田 優（北星学園大学）

東欧（セルビアとハンガリー）

伊藤 知義（中央大学）

中国

宇田川 幸則（名古屋大学）

ベトナム

齊藤 善久（神戸大学）

ミニ・シンポジウム B

T205

「韓国・台湾における憲法裁判制度と司法の変容」

企画責任者 國分 典子・法政大学
司会者 國分 典子・法政大学

「韓国憲法裁判所における限定違憲決定」

水島 玲央（中京大学）

「韓国における憲法裁判所と大法院の管轄重複問題
－権限争議審判と抗告訴訟を中心に」

牧野 力也（松山大学）

「中華民国憲法における裁判所の位置付け」

松井 直之（愛知大学）

「台湾における確定判決の違憲審査と司法の変容」

蔡 秀卿（立命館大学）

懇 親 会

18:00~20:00

並楽館3階 LIBLE

***** 第2日(6月2日(日)) *****

○ シンポジウム 9:30~17:00 T204

「デジタルプラットフォーム就業者の保護」

企画責任者 水町 勇一郎(早稲田大学)

午前の部 9:30~12:00

9:30~9:40 「企画の趣旨」 水町 勇一郎(早稲田大学)

9:40~10:30 「ドイツ法とEU法」 橋本 陽子(学習院大学)

10:30~11:10 「フランス法」 水町 勇一郎(早稲田大学)

11:20~12:00 「イギリス法」 石田 信平(専修大学)

昼食 12:00~14:00 T201

理事会 12:10~14:00 T302

午後の部 14:00~17:00

14:00~14:40 「アメリカ法」 竹内(奥野) 寿(早稲田大学)

14:40~15:30 「競争法」 多田 英明(東洋大学)

15:30~15:50 「日本法への示唆」 水町 勇一郎(早稲田大学)

16:00~17:00 質疑・討論

Ⅲ. 要 旨

***** 部 会 報 告 *****

◎ 英米法部会

イギリス土地法学の射程と構造：19世紀・20世紀の専門書に関する考察

眞嶋 叙脩

(ケンブリッジ大学法学部・博士後期課程)

法典編纂は19世紀の大陸ヨーロッパのトレンドであった。この時期のイギリスでは全体として合理主義的精神に基づいて法が一举に整序されることはなかった。具体性を重んじる法律実務家の姿勢は維持されたわけだが、イギリスにおいて法を体系的に理解する努力が全くされなかったわけではない。コモン・ローの準則や判例を整理して把握する試みの一つとして、専門法学書 (legal treatise) という一定の法分野を包括的に扱う書物が登場した。

本報告では、19世紀から20世紀にかけてのイギリス土地法の学問的把握の仕方の変化の過程を専門書の分析を通して明らかにする。19世紀より前から土地法の専門書はあったが、土地法学が大きく変わりだしたのは、ウィリアム・ブラックストン (1723-1780) やジェレミー・ベンサム (1748-1832) の影響を受けてからである。準則そのものの変化だけでなく、土地法の専門書が近代にかけて大陸法や社会科学から受けた影響に注目し、現代までの変遷についての考察を試みたい。

関連文献：Joshu Majima, 'Domains of Land Law' (PhD First Year Thesis, University of Cambridge 2023)

アメリカにおける証人テストに対する録音・録画

清水 拓磨

(立命館法学部・准教授)

刑事裁判によって冤罪を生んではならないことに争いはない。冤罪防止を図るには、証人から正確な証言を引き出す必要があり、現在、その方法が真っ向から問われている。以上との関係で問題を孕むのが「証人テスト」である。証人テストとは、検察官が証人尋問の準備のため自己の側の証人と事前に面接を行うことを意味する。現在の日本では、検察官は長期間、毎日、証人と会って、公判廷でどのような証言をさせるかを打ち合わせることもできる。しかし、心理学研究が明らかにしたように、人の記憶は外部的な影響によって変化し得ることを踏まえると、現在の運用を無批判に受け入れるのは難しい。事前に検察官によって記憶固めがなされれば、元の記憶に基づいた証言を引き出せなくなるのではなからうか。ひいては冤罪を生むのではないだろうか。こうした問題を踏まえ、アメリカでは証人テストに対する録音・録画の義務化が議論されている。本報告では、アメリカにおける議論を分析し、証人テストに対する法的規制を明らかにする。

関連文献：清水拓磨「証人テスト（と参考人取調べ）に対する録音・録画（1）」立命館法学 407号 144-165頁（2023年6月）、清水拓磨「証人テスト（と参考人取調べ）に対する録音・録画（2・完）」立命館法学 408号 180-215頁（2023年8月）

アメリカにおける障害のある子どもに対する「無償で適切な公教育」の保障
—「特有の教育ニーズの充足」と「差別禁止」

尾下 悠希

(神戸大学大学院法学研究科・研究員)

アメリカの障害のある子どもの教育に関する連邦法である“Individuals with Disabilities Education Act”(IDEA)、“§ 504 of the Rehabilitation Act of 1973”(§ 504)および“Americans with Disabilities Act of 1990”(ADA)は、いずれも障害のある子どもに対して「無償で適切な公教育」を保障する。もっとも、IDEAと§ 504・ADAは法的性格が大きく異なり、IDEAは障害のある子どもの「特有の教育ニーズの充足」を目的とする福祉的な性格の法であるのに対し、§ 504・ADAは障害者に対する「差別禁止」という平等を基礎とする。本報告は、両者の「無償で適切な公教育」の具体的内容を明らかにすることを目的とする。

この目的に対して本報告では、教育行政学・教育哲学におけるアメリカの教育政策の目標に関するequalityとadequacyの論争を参照する。この論争は州法上の学校財政制度訴訟を契機として展開された法理に関するもので、equalityが教育の平等が実現されているか、adequacyが教育の質が適切妥当かをそれぞれ争うものである。IDEAおよび§ 504・ADA訴訟の主要判例をequalityとadequacyの論争に関連付けることによって、両者が保障する「無償で適切な公教育」の具体的内容および相違をより明確にする。

関連文献： Samuel R. Bagenstos, *Educational Equality for Children with Disabilities: The 2016 Term Cases*, ACS SUPREME COURT REVIEW 2016-2017, 17 (2017)、尾下悠希「アメリカの障害者教育法 (IDEA) と差別禁止法—前尽性要件の射程と両者の実体的相違」障害法 7号 137頁 (2023年)、白石裕『教育の質の平等を求めて—アメリカ・アディクアシー学校財政制度訴訟の動向と法理—』(協同出版、2014年)

◎ 大陸法部会

ドイツの児童騒音をめぐる法状況—環境法改正と民法への影響

石上 敬子

(近畿大学法学部・准教授)

日本では近年、保育施設等から生じる「子どもの声」をめぐるトラブルが耳目を集めており、少子化対策の推進の上の重要な課題のひとつとなっている。

この点、ドイツでは既に1960年代から、「児童騒音 [Kinderlärm]」をめぐる裁判例が存在した。しかし2011年には「連邦イミシオン防止法」が改正され、児童騒音の特権的扱いが認められることになった。同法はドイツの環境法であるが、保育施設と周辺住民との訴訟における判断基準と密接に関連しており、同改正は保育施設を訴訟リスクから守ることも重要な目的のひとつとしている。

また同改正は、第二次シュレーダー政権「新しい家族政策」以降の家族政策のパラダイム転換の文脈に位置付けられる。同改正以降、自治体は子の保育所入所を確保する義務があること等が確認され、保育施設等に対する訴えも次々棄却されることになった。

本報告では、法改正から10年を過ぎた状況を総括し、ドイツ社会の現状を明らかにする。

関連文献：1. 石上 敬子，ドイツにおける児童騒音訴訟に関する一考察：連邦イミシオン防止法における特権化の意義，同志社法学 68 (7)，3059-3078，2017-02-28、2. 石上 敬子，ドイツにおける児童騒音訴訟：特権化法の背景と民法への影響，近畿大学法学 72 巻 1 号(2024 年刊行予定)

フランスにおけるトランスヒューマニズムの動向と生命倫理法

朱 穎嬌

(山口大学経済学部・講師)

現代社会における科学技術の進歩に伴い、遺伝子、身体、脳を人為的に改変・操作する技術によって、人間の身体能力、認知能力、知覚能力、道徳的および情緒的能力等を向上させることが可能となりつつあり、人間と技術のより密接な結合がもたらされている。その中で、トランスヒューマニズムは人間の強化・拡張、あるいは人間のさらなる進化の理想のための哲学的・思想的根拠として主張され、その論者たちは現在の人間的な姿と人間的な限界を超えて、知的生命の進化の継続と加速を目指し、人々の自己決定に基づくヒューマン・エンハンスメントを推進しようとしている。

フランスでは、トランスヒューマニズムの是非をめぐる議論において新技術のもたらす諸問題と現行法の不備が指摘されている。他方、フランス生命倫理法は1994年の制定以来、人類の完全性および人体の不可侵性の原理により人間の改変行為を禁止してきたが、近年の法改正では、技術利用によるエンハンスメントの可能性が拡大され、トランスヒューマニズムの考え方への接近傾向が確認されている。本報告は、フランスにおけるトランスヒューマニズムの動向を整理しつつ、ヒューマン・エンハンスメントの法的意義と問題点を検討し、今後の生命倫理法の役割について考えている。

関連文献：朱穎嬌「トランスヒューマニズムの倫理的・法的問題と人間の尊厳」憲法研究 12 号(2023 年) 205-228 頁

ドイツにおける教育の自由と教育による統合—就学義務の免除を素材として—

窪田 栄一

(京都大学大学院法学研究科・特定助教)

親が子どもを自由に教育することは、「教育の自由」として憲法上保障されると解されている。他方で、子どもの教育が親の自由となれば、社会規範の伝達が適切になされず、社会統合が阻害されるおそれがある。それゆえ、国家は、公教育、特に就学義務に担保された義務教育を通して、社会統合を図ってきた。しかし、就学義務によって親の教育の自由が制約されていることは否定できない。このような場合に、親は教育の自由に基づいて、就学義務の免除を要求できるのだろうか。逆に、国家は社会統合という観点から就学を強制できるのだろうか。

ドイツの裁判所は、こうした親の教育の自由に基づく就学義務の免除要求を幾度も退け、就学を強制してきた。この際に裁判所が強調するのは、「教育による統合」の重要性であり、就学義務が統合の不可欠な手段であるという点である。こうした認識は何も裁判所に限られたものではなく、憲法学説一般に広くみられるものである。要するに、ドイツの判例や学説は、教育による統合に教育の自由に勝る価値を見出している。

本報告では、このように統合に価値を見出すドイツの法状況を素材とし、教育による統合と教育の自由の関係について憲法学の観点から検討を加える。また、ドイツの議論から得られる日本法への示唆について若干の考察を加える。

関連文献： 窪田栄一「教育における自由と統合（一）—ドイツの就学義務の免除を素材として—」
法学論叢 195 巻 4 号（掲載予定）

◎ アジア・社会主義法部会

タイ王国民商法への日本法の影響と近時の改正 —M&A 法制を中心として—

仲宗根 京子
(摂南大学法学部・教授)

非公開株式会社は、タイ王国で最も多い会社の組織形態であり日系企業も多く採用しているところ、そのM&Aにかかわるタイ王国民商法(Civil and Commercial Code)第1238条が改正され、2023年2月7日から施行されている。改正前は、我が国会社法の吸収合併のように合併当事会社の一方が存続する方式はなく、合併当事会社はいずれも消滅し各々の資産や権利義務は新会社が引き継ぐ新設合併のみ認められていたが、清算と同様の税務調査や累積損失を新会社に引継げないなどがあり、買収方法としてはあまり活用されていなかったため、吸収合併を認め企業再編の幅を広げた今回の改正の意義は大きい。タイ王国民商法は、西欧諸国の法、およびそれらの流れをくむ日本の民法・商法に倣い形成されたとされているが、本報告では、継受法であるタイ民商法が規律するM&A法制の動向を紹介しつつ、母国法の1つと解される日本法のM&A法制への若干の示唆を模索する。その際、日本における会社分割のような制度を有せず、事業譲渡の手法が用いられているタイ王国の企業再編についても併せて若干の考察をしたい。

関連文献：Chandler MHM Limited 森・濱田松本法律事務所バンコクオフィス編『最新 タイのビジネス法務〔第3版〕』90~95頁 [Panupan Udomsuvannakul] (商事法務, 2023年)。西村あさひ法律事務所編『タイのビジネス法務』(有斐閣, 2021年)。BOIについて拙稿「タイの外資奨励政策及びEUの金融政策から沖縄が学び得ること(英文)」(『沖縄大学法経学部紀要』第3号37-67頁(沖縄大学, 2004年3月))。

◎ ミニ・シンポジウム A

体制転換三〇余年と社会的＝経済的権利

企画責任者 篠田 優（北星学園大学）

司会 渋谷 謙次郎（早稲田大学）

社会主義体制を、諸々の福祉の生産・分配・消費の面から理念的に素描すると、①生産手段の社会化を基礎に、生産と分配は計画で定められ、分配は、②<労働に応ずる分配>（＝搾取の否定）と③<社会的必要に応ずる分配>（＝労働能力のない者を含む各人の人間の名に値する生活の保障）の二つの原理からなるが、④分配の一定部分は貨幣形態で行われる（②はその代表）ため、貨幣で必要な福祉を買うという関係（＝<商品＝貨幣関係>）が生ずる、と一応整理できる。

そして、上述①～④の諸関係は、①については社会主義的所有（勤労市民は生産手段の「共有者」として計画策定に関わる）が、②は労働権が、③は労働権を除く社会権が、④は民事法、したがって民事上の諸権利が、①～④それぞれを媒介し支えることになる。これらの諸権利は個々バラバラに存在するのではなく生産手段の社会化という共通の基礎から生じ、相互に関連するものであり、われわれが「社会的＝経済的権利」と呼ぶものである。

さて、体制転換（＝資本主義化）は、生産手段を（再）私有化する過程であるから、生産手段の社会化に基礎づけられた「社会的＝経済的権利」のあり方を変容させずにはおかない。体制転換から30余年が経過した現在（ベルリンの壁崩壊は1989年、ロシアの価格自由化は1992年）、その間の変容を見ておこうというのが今回の企画趣旨である。

とはいえ、「社会的＝経済的権利」は、上述の如く広範に及ぶ。一国についてすらその変容の相を把握することは容易ではない。そこで、今回は、体制転換前夜から今日まで、具体的対象国（地域）の「社会的＝経済的権利」を構成する一定の法領域の動向をフォローしてきた4人の会員が、当該領域の30余年の変容のストーリーをひとまず語り、そのことを通じて、「体制転換30余年と社会的＝経済的権利」さらには、「体制転換と法」という問題にヨリ本格的にアプローチするための端緒を得られればと考えている。

報告：

総論

篠田 優（北星学園大学）

ロシア

篠田 優（北星学園大学）

東欧（セルビアとハンガリー）

伊藤 知義（中央大学）

中国

宇田川 幸則（名古屋大学）

ベトナム

斉藤 善久（神戸大学）

関連文献： 篠田優『社会体制と社会権—ロシアの体制転換と住宅・土地・社会保障』有信堂

（2023）4章（「住宅—住宅の商品化と住宅保障—」）、5章（「体制転換と住宅法制—ロシア2004

年住宅法典の前と後—」）、終章（「社会体制と社会権」）、渋谷謙次郎「日本における東欧法研究」

『中東欧地域における私法の根源と近年の変革』中央大学出版部（2014）、伊藤知義「セルビア民法典草案と欧州人権裁判所—同性カップルの法制化に焦点を当てて—」『比較法研究』80号

（2019）、ラヨシュ・ベーカーシュ著/奥田安弘訳、伊藤知義解題「遅れてきた私法法典化—新しい

ハンガリー民法典一」『比較法雑誌』44巻2号（2010）、『中東欧地域における私法の根源と近年の変革』中央大学出版部（2014）所収、伊藤知義「ハンガリー民法史覚書」『札幌学院法学』第12巻第2号（1996）、高見澤磨ほか『現代中国法入門〔第9版〕』有斐閣（2022）、宇田川幸則「中国民法典における離婚冷静期に関する一考察」名古屋大学法政論集289号（2021）1-43頁、宇田川「中華人民共和国婚姻法（2001年）における実質的婚姻意思を欠く婚姻の取扱い」名古屋大学法政論集292号（2021）1-25頁、香川孝三『アジア労働法入門』晃洋書房（2022）、藤倉哲郎『ベトナムにおける労働組合運動と労使関係の現状』東海大学出版部（2017）、斉藤善久『ベトナムの労働法と労働組合』明石書店（2007）

◎ ミニ・シンポジウム B

韓国・台湾における憲法裁判制度と司法の変容

企画責任者 國分 典子（法政大学）
司会 國分 典子（法政大学）

韓国・台湾ではドイツ型憲法裁判システムの導入が進み、日本でも注目されている。本企画では、ドイツ型憲法裁判の活性化が生み出す司法領域の新たな問題を検討する。

韓国について

韓国では、1948年の建国以降、ほぼ一貫して通常裁判所である法院とは別に違憲審査機関を設けるという制度をとってきた。このような制度となった背景には、司法の府である法院を政治から切り離し、司法の独立を守るという議論があった。しかし、法院と憲法裁判所の権限関係は必ずしも整序されておらず、権限の衝突の問題が生まれている。具体的な衝突の問題として、水島報告が、憲法裁判所の限定違憲決定（＝ある規定につき、「〇〇と解釈する限り違憲である」という趣旨の決定）が法院の法解釈権を拘束しうるかという問題、牧野報告が、憲法裁判所の権限争議審判（＝国家機関ないし地方自治団体の機関の間の権限紛争）と法院における抗告訴訟とのすみ分けの問題をとり上げ、憲法裁判所と法院の関係を通じて韓国司法の今日的な問題を考える。

台湾について

台湾では、司法院の下に各法院と大法官が置かれている。各級法院のトップが最高法院と最高行政法院であり、それとは別に大法官が存在する。憲法裁判にあたる機能は従来、司法院の大法官が営んできた。松井報告は、司法院組織の制定過程に着目し、最高法院ではなく大法官が憲法裁判機能をもつようになった歴史的背景を分析し、台湾の司法構造の特殊性を考察する。また蔡報告は、2022年に制定された憲法訴訟法により通常裁判所（法院）や行政裁判所（行政法院）の確定判決が違憲審査の対象となることが明文で規定されたことから生じている問題をとり上げる。民主化以降、大法官は行政活動や政策判断、立法に対する積極的統制を行ってきたが、確定判決違憲審査が行われることによって具体的事例についての管轄権をもつ法院の憲法統制まで行ようになってきている。このことを司法の変容としてどのように捉えることができるかを考察する。

報告：

「韓国憲法裁判所における限定違憲決定」

水島 玲央（中京大学）

「韓国における憲法裁判所と大法院の管轄重複問題」

一権限争議審判と抗告訴訟を中心に」	牧野 力也（松山大学）
「中華民国憲法における裁判所の位置付け」	松井 直之（愛知大学）
「台湾における確定判決の違憲審査と司法の変容」	蔡 秀卿（立命館大学）

関連文献： 國分典子「韓国建国期の違憲審査についての議論：日本との比較の視点から」名古屋大学法学論集 272 号（2017 年）25－48 頁、李建良・蔡秀卿（訳）「台湾における人民申立ての違憲審査制度の歴史的展開：司法院大法官會議規則から憲法訴訟法へ」立命館法学 395 号（2021 年）394－427 頁、松井直之「台湾における司法院大法官の憲法解釈のあり方：司法院积字第 748 号解釈施行法の制定過程に着目して」立教法学 102 号（2020 年）188－211 頁、水島玲央「民主化三〇年と韓国の憲法裁判」憲法理論研究会編『憲法の可能性』（敬文堂・2019）55－68 頁、牧野力也「韓国における反人権的国家犯罪に対する政治と司法の協働」比較法研究 82 号（2020 年）148－158 頁

デジタルプラットフォーム就業者の保護

企画責任者 水町 勇一郎（早稲田大学）

1. 企画趣旨

デジタルプラットフォーム化の進展に伴い、各国でデジタルプラットフォーム就業者の法的保護が重要な政策課題となっている。デジタルプラットフォーム就業者は、労働契約ではなく、業務委託契約等に基づき、労働法・社会保障法が適用されない自営業者として取り扱われることが多い。この状況は、19世紀半ば以降の工業化の進展のなかでの「労働者」像（工場で集団的に従属して働く無期フルタイム労働者）を社会的モデルとして生成した労働法・社会保障法の基盤そのもの（いわゆる「労働者」概念）に疑問を投げかけるとともに、労働法・社会保障法の保護のあり方（「労働者」に該当しない者に対しいかなる保護を及ぼすべきか）を問う事態を生んでいる。

デジタルプラットフォーム就業者に必要な保護を及ぼすための法制度のあり方としては、労働者概念を広く解釈することで労働法・社会保障法の適用範囲に含めるという方向性と、新たな特別法を作ることによって必要な保護を及ぼすという方向性が考えられる。近年の欧州諸国では、前者の労働者概念を広く解する方向性が示されており、また、アメリカでは、後者の方向性ととも、前者の方向性が注目されている。

日本では、2022年11月25日に、東京都労働委員会が、ウーバーイーツの配達員の労働組合法上の労働者性を肯定し、ウーバーイーツジャパンらにウーバーイーツユニオンとの団体交渉に応じる旨の命令を出した。同命令は、プラットフォーム就業者の労働者性に関する初めての判断として重要な意義をもつ。また、2023年4月28日に第211回国会で成立し、同年5月12日に公布された「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（いわゆる「フリーランス保護法」。施行は公布から1年6か月以内の政令で定める日）において、個人事業者としてのフリーランスに一定の保護を及ぼすという方向性が示された。しかし、労働基準法（労働契約法）上の労働者概念を広く解するという方向性は、同法においても裁判例においても未だ示されていない。さらに、日本のフリーランス保護法には、中小事業主を保護する競争法（とりわけ下請法）と労働者を保護する労働法とを融合して定められたという特徴をもつ点で、比較法的に注目されるものといえる。

本シンポジウムでは、こうした状況を踏まえ、ドイツ、フランス、イギリス、アメリカにおけるデジタルプラットフォーム就業者の法的保護の新たな動きを、労働法・社会保障法の歴史に遡りつつ考察し、日本法への示唆を得ることを主眼とする。あわせて、これらの各国の動きを踏まえたEU指令案（プラットフォーム就業における就業条件改善に関する指令案）の内容と動向を紹介するとともに、競争法の観点からのプラットフォーム就業者（事業者）の法的保護・規制に関する比較法的考察も加え、日本法の特徴と課題を明らかにすることを試みる。

2. 報告

企画趣旨：

- 1 ドイツ法とEU法
- 2 フランス法
- 3 イギリス法
- 4 アメリカ法
- 5 競争法
- 6 日本法への示唆

水町 勇一郎（早稲田大学）
橋本 陽子（学習院大学）
水町 勇一郎（早稲田大学）
石田 信平（専修大学）
竹内（奥野） 寿（早稲田大学）
多田 英明（東洋大学）
水町 勇一郎（早稲田大学）

関連文献： ・石田信平＝竹内（奥野）寿＝橋本陽子＝水町勇一郎『デジタルプラットフォームと労働法—労働者概念の生成と展開』（2022年、東京大学出版会）、・橋本陽子「労働者性の推定規定の可能性」沼田雅之・大原利夫・根岸忠編『社会法をとりまく環境の変化と課題・浜村彰先生古稀記念論集』45-61頁（2023年、旬報社）、・石田信平「フリーランス保護法の位置付け—労働法と競争法の協働に向けた一考察」季刊労働法281号（2023年）41-59頁、・竹内（奥野）寿「『ABC』テスト—アメリカ労働法における被用者性判断基準の一側面」早稲田大学法学会編『早稲田大学法学会百周年記念論文集第四巻展開・先端・国際法編』71-89頁（2022年、成文堂）、・「人材と競争政策に関する検討会報告書」（2018年、公正取引委員会・競争政策研究センター）

《交通経路》



JR 京都駅（地下鉄京都駅）・ 阪急烏丸駅（地下鉄四条駅）から地下鉄で「国際会館駅」下車 [京都駅から 20 分] → 京都バス「40」「特 40」系統（バスのりば 2）→ 京都産業大学前下車



地下鉄で「北大路駅」下車 [京都駅から 14 分] → 市バス「北 3」号系統（赤のりば A）→ 京都産大前下車



6月1日は土曜ダイヤ、2日は日祝ダイヤでバスが運行されます。
 大学シャトルバスは、土曜午後、日曜は運行されていません。

《構内マップ》



《教室配置図（天地館）》

